

二本松自治会 支給規則

第1条 本規則は、会則第5条の業務を達成するための給付について表1の通り定める。

表1：支給規則

項番	科目	支給基準	
1	通信費	会長	自治会から携帯電話を支給する。電話代は、自治会で支払う。
		副会長	月額500円を支給する。
2	筆耕料	新規作成	新規原稿作成の場合、1枚につき1,000円を支給する。
		流用	流用して原稿を作成した場合、無給とする。
		担当業務資料	各役員が、通常業務のために作成する資料作成は、無給とする。
3	行動費	交通費	役員会で承認された場合または正副会長の指示で行動した場合に、交通費（鉄道運賃、バス代）実費を支給する。 但し、上石原2及び3丁目・多摩川1及び2丁目地区への行動は、無給とする。
		行動費	二本松自治会の活動で行動した場合に、次の行動費を支給する。 ①行動時間が3時間未満の場合、1,000円を支給する。 ②行動時間が3時間以上5時間未満の場合、2,000円を支給する。 ③行動時間が5時間以上の場合、3,000円を支給する。 ④請求書・領収書には、出発から帰着までの時間を記載するものとする。
	講習会会費	正副会長または役員会で報告・要請され承認された講習会・研修会に参加した場合には、その会費を支払う。	
	運搬作業	二本松自治会の活動で自動車を使用し運搬作業をした場合に、1日につき2,000円を支給する。 尚、各種申請作業等運搬作業がないものについては、鉄道運賃・バス代相当を支給する。	
	会計管理費	会計担当役員に月額1,000円を支給する。	
	広報活動費	広報担当役員に月額500円を支給する。	
	5	共済費	弔慰金
罹災金			罹災の程度に応じ1万円を限度として、役員会で決定し支給する
傷病等見舞金			70歳以上の会員本人が、傷病等で入院した時は、5,000円の見舞金を1回限りとして支給する。
敬老金			満70歳以上の方が居る1会員世帯を対象として、毎年3,000円を支給する。尚、当該年末までに70歳となる予定者を含む。
共済費の給付を受けようとする者が、給付事由が発生した時から原則6カ月以内に給付の申請をしない時は、その給付を受ける権利を放棄したものとみなす。			
6	共同募金	日本赤十字社会員募集、社会福祉協議会経由共同募金に対しては、各々3万円を自治会費から一括支出する。	

第2条 支給は、原則として当該事由を記した請求書兼領収書により行う。
但し、弔慰金については、請求書兼領収書は不要とする。

第3条 会計管理費、広報活動費、副会長への通信費は、年度開始時点で一括して支給する。
会計年度途中で着任した者に対しては、当該月を含む月数割で支給する。